

専攻名 法学・政治学専攻 選抜区分 外国人

科目名 民法 記載者氏名 _____

解答例又は出題意図

設問 1

物権法および民法総則の基礎理解について問う問題である。

公示の原則とは、第三者は、公示を備えていない物権変動を存在しないものとして扱うことができるという原則である。民法は、不動産物権変動と動産物権変動において公示の原則を認めている。

公信の原則とは、公示がある場合には、第三者がその外形に対応する物権（変動）の存在を信頼したときには、その物権（変動）が存在するものとして扱うことができるという原則である。民法は、動産取引においては公信の原則を採用しているが、不動産取引においては公信の原則を採用していない。しかし、これでは、不動産取引において登記を信じた者が保護されない場面が生ずる。そこで、民法 94 条 2 項類推適用法理は、登記を信じて取引をした者を保護するための法理として位置づけることができる。なお、解答においては、民法 94 条 2 項類推適用の要件を正確に記述することや、学説上の議論について論ずることが求められる。

詳細は、佐久間毅『民法の基礎 2 物権』（有斐閣、第 2 版、2019 年）45-46 頁のほか、最判昭和 45 年 9 月 22 日民集 24 卷 10 号 1424 頁（百選・総則・物権 [第 8 版] ㉑、百選・総則・物権 [第 9 版] ㉒）を参照されたい。

設問 2

第三者弁済に関する基礎理解を問う問題であり、本問では、乙土地の賃料債務について、（1）債務者および（2）債権者の両方の意思に反する弁済が可能かどうかについて検討する必要がある。

（1）債務者（B）の意思に反する弁済

弁済をするについて正当な利益を有していない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない（民法 474 条 2 項）。他方で、弁済について正当な利益を有する第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができる（民法 474 条 2 項反対解釈）。

そこで、本問における A は、弁済について正当な利益を有しているのかどうかについて検討する必要がある。最判昭和 63 年 7 月 21 日判時 1287 卷 63 頁（百選・債権 [第 8 版] ㉓、百選・債権 [第 9 版] ㉔）によれば、「借地上の建物の賃借人はその敷地の地代の弁済について法律上の利害関係を有する」。同判決の判旨は、債権法改正後の現行法における「正当な利益」の判断枠組においても同様に妥当すると解するのが一般的理解である（百選の解説を参照）。したがって、同判決の結論及び理由付けを正確に理解したうえで、問題文に即して検討する必要がある。

（2）債権者（C）の意思に反する弁済

債権者の意思に反して弁済をすることができない者は、弁済をするについて正当な利益を有しない第三者に限られる（民法 474 条 3 項）。したがって、（1）の検討を踏まえて、A について、弁済をするについての正当な利益を肯定している場合には、A による弁済は認められることになる。